

「小樽市骨髄等ドナー支援事業」について

小樽市では、骨髄移植推進のため、公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄または末梢血管細胞をご提供いただいた方に対し、入院や通院などの日数に応じ、最大10万円の支援金をお支払いいたします。

1 支援金の支給対象となる方

下記の条件を満たす、日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄または末梢血管細胞（以下「骨髄等」という。）の提供を行った方が対象となります。

(1) 次の①、②のいずれかに該当する方

① 骨髄等の提供を完了し、これを証明する日本骨髄バンクが発行する書類の交付を受けた方

② 骨髄等の提供に関する最終同意書への署名後に提供が中止になった方

(2) 骨髄等の提供日または中止日現在にて市内に住所を有していること

(3) 骨髄等の提供に関する他の助成金等を受けていないこと

2 支援金の内容及び支給額

下記に該当する通院等の日数1日につき10,000円（最大10日間、10万円を上限）を支給します。

《支給対象となる通院等》

- ・健康診断のための通院等
- ・自己血貯血のための通院等
- ・骨髄等の採取のための通院等
- ・骨髄等の提供に関し、日本骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院等及び面談

3 申請期限

骨髄等の提供が完了した日または提供が中止となった日から90日以内

4 申請に必要な書類

- 小樽市骨髄等ドナー支援金交付申請書
- 骨髄等の提供が完了したこと、又は最終同意を行ったことを証明する書類の写し
(日本骨髄バンクが発行したもの)
- 骨髄等提供に係る通院等を証明するものの写し
- 通帳等の振込先口座が確認できる書類
- 住民票の写し
- その他、市長が必要と認める書類

※申請書は保健所窓口で配布するほか、小樽市ホームページからもダウンロード可能です。

5 お問い合わせ、提出先

小樽市保健所保健総務課

住所：小樽市富岡1丁目5番12号

電話：(0134) 22-3117

※小樽市役所内ではありませんので、来所時にはご注意願います。